



Experts Comptables - Commissaires aux Comptes

76, rue de Monceau 75008 Paris  
Tél. : 33 (0) 1 44 90 25 25 – Fax 33 (0) 1 42 94 93 29  
E-mail : contact@caderas-martin.com

2007年5月

## 2005年2月25日調印、2007年6月1日発効の 日仏社会保障協定の適用について

2005年2月25日に承認されたこの法律は2007年3月5日フランス国民議会、および元老院にて可決され、2007年6月1日より発効される運びとなりました。

本協定は日仏間での出向者の移動を簡便にし、社会保険における制度適用を改善し簡略化させることが目的です。また、国籍に関わらず、それぞれの国にて年金保険制度対象となっていた人、あるいは現在対象となっているすべての人、及びその扶養家族を対象としています。

### I - 本協定における主な規定

この協定では、日仏両国の医療保険制度、年金制度等への加入義務が就労国のみの制度に加入することを規定しています。たとえば、原則としてフランスで賃金労働者として就労する日本人にはフランスの社会保障制度のみの加入が義務付けられることになります。この原則は出向して働く人、あるいは、本国を離れて協定国で就労する人が対象となります。

この協定では、さらに2つ措置を設けています。

#### 1.1 « 出向者 »の場合 :

出向期間が5年以内と見込まれる場合、それぞれ本国を離れて相手国にて雇用主により就労する場合、本国での社会保障制度のみ継続加入することが出来るようになります。この措置により、日本人出向者が日本の保険制度加入を維持したまま、フランスにて就労することが出来るようになります。

## CADERAS MARTIN - 日仏社会協定の適用について

この措置は、現在すでに出向中の方、および2007年6月1日以降フランスに出向される方に関するものです。これにより、日本からの出向者は日本の保険制度を維持し、フランスの制度に加入する必要がなくなるというわけです。

### 1.2 長期の年金加入期間の通算【障害、老齢、遺族年金の場合】について：

本協定により、それぞれの国において加入していた保険期間、特に障害、老齢年金における期間が通算されます。年金受給における清算には、二国間のうちのどちらかの年金公庫にて年金受給対象者として全うした期間を考慮し計算されることになります。

## II - 出向者に関する主な規定

### 2.1 適用条件

本協定第1条1項に基づき、フランスにおいて一時的に5年以内の就労期間が見込まれる業務を遂行するために日本の親会社から派遣される従業員は、日本の雇用者の利益目的のための派遣であり、派遣先が現地法人あるいは支店であろうと、日本で就労していた時と同様に日本での社会保障制度加入を維持することができます。派遣は出向者と日本の親会社との労使関係がフランスで就労している期間中も維持されるということを想定しています。この制度の恩恵を享受するためには、日本人出向者の方が、出向適用以前に日本の保険制度に加入していることが必要です。

この規定は出向者本人だけでなく家族も対象となります。

これらの規定は2007年6月1日より発効となります。

さらに、これらの規定を一度享受した出向者は、2回目以降の派遣の場合、直近の出向期間の終了から次回の就労開始期間までに最低1年のインターバルをおかなければ、この規定を再享受することはできません。

これらの規定適用のためには、フランスにおける日本人出向者に対して日本で所属している親会社を通し、日本で発行された労災保険に加入している旨の証明を有することが前提です。この労災保険加入の証明がないと、日本人出向者はフランス社会保障制度に加入することが義務付けられます。

出向者に対するこの制度を適用するために、必要な手続きは以下の通りです。

- 日本における労災保険への加入し、加入証明（事業主確認用紙）を入手すること。
- 日本の親会社を通し日本の社会保険事務所において出向手続きを行う。また、日本の社会保険事務所発行の適用証明書を受理する。
- 日本人出向者としての日本社会保険料支払を維持する。
- 日本における労災保険加入証明（事業主確認用紙）と、日本の社会保険事務所から交付された出向適用証明書をフランスの勤務先に提出する。特にURSSAF（仏社会保障局）の査察が入った際に、フランス制度への掛け金支払をしていないことを証明するために必要になります。

## 2.2 出向者における新措置の適用範囲

日本の社会保障制度に加入している出向者は、5年間に渡りフランスにおける社会保険料URSSAF (CSG CRDS税を含む)及び補足退職年金の掛け金支払が免除されます。この免除措置はフランスでの就労期間にかかる失業保険(ASSEDIC)には適用されません。

## 2.3 出向者への新措置適用における影響

### 医療費支払

日本人出向者の方はフランスでの社会保障制度の被保険者とはならず、特に医療保険がカバーされません。フランス国内で出向者あるいはその扶養家族が病気になった場合、医療費、出産費はフランスの社会保険から返金されなくなります。

医療費用の支払は日本人出向者がいったん全額を清算し、それから日本の社会保険機関によって日本での返済適用規定に基づいて、返済されることになります。

さらに、出向者がより良い付保を享受するために日本の親会社が企業として日本の保険制度を補填するようなグループ返済制度を適用させることも可能です。あるいはフランスにおいて1ユーロからでも返済してもらえる民間保険会社の健康保険パッケージに加入することも可能です。

### 家族手当

出向者優遇制度を享受し、日本での社会保障制度を維持する日本人出向者はフランスの公庫から支払われる家族手当を受給することができなくなります。

## III - フランスにてすでに就労中の日本人出向者がフランス社会保障制度から脱退するための移行措置

### 3.1 適用条件

フランス社会保障制度から脱退するためには、上記示したような出向適用条件を満たしていることが必要となります。同時に、日本で所属している親会社を通じ、日本の労災保険に加入している旨の証明を有することが前提です。この労災保険加入の証明がないと、日本人出向者はフランス社会保障制度に加入することが義務付けられます。

出向期間は最大5年が限度となります。フランスにて現在すでに就労している出向者にとっては、この期間は協定発効日をもって計算されます。つまり出向者による脱退申告日がいかなる日付であろうと最長終了日は2012年5月31日ということになります。

フランス制度からの脱退手続きは出向者自身によってなされます。本人および家族健康保険証(Carte Vitale)を返却することになります。この手続きはすべて協定発効後2007年6月1日以降にのみ行うことが可能になります。

現時点では、脱退手続きの期限を示した文書での通達はありません。これは、この協定の最初の発表に際して、政府機関より通達されました。しかしながら、欧州及び国際社会保障提携センターCLEISS (centre de liaisons européennes et internationales de SS)が最近発表した文書によると、2007年6月30日以降健康保険証を返却した場合の例が示されています。たとえば、フランス国内での治療が継続している場合や、特にフランスの社会保障制度の恩恵を享受することを継続希望する出向者に対してなどの例があります。

### 3.2 フランスの社会保障制度を脱退した場合の影響

保険証（Carte Vitale）を返却した月の1日から、日本人出向者およびその扶養家族はフランスの社会保障制度にはもはや籍をおきません。たとえば、2007年6月に返却された健康保険証に対して、もし、治療等が6月1日から保険証の返却日の間に行われた場合は、医療保険第一次金庫(CPAM)に出向者が返済しなければいけないことになります。

保険証（Carte Vitale）返却後は、もはやフランス社会保険局からの返済はありません。ですから、これらの費用は出向者が支払い、グループ内部保険制度によって、または民間保険会社との契約によってカバーされることになります。この点については、現在すでにフランスで就労している出向者の保険証（Carte Vitale）を返却することを決める以前に考慮しなければいけないことでしょう。

雇用者にとりましては、フランスの制度からの脱退により、上述の出向者の社会保険料支払が健康保険証を返却した月の1日から停止することになります。実際に2007年6月中に健康保険証（Carte Vitale）を返却した場合は2007年6月1日から保険料支払はなくなります。

### 3.3 フランスの社会保障制度から脱退するための必要手続き

フランスの社会保障制度から脱退するという決定に対する雇用者側の全面的な責任が伴います。ですので、フランス社会保険局への掛け金支払をやめる前に、各人が免除される条件をしっかりと満たしているかどうかという確認をされることをお勧めいたします。このようなコントロールは健康保険証（Carte Vitale）を返却する際、医療保険一時金庫（CPAM）では、各人に対しては行われませんのでご注意下さい。

さらに本協定では、日本にて出向者としての事業主確認書および適用証明書入手等の手続きが完了する以前に、フランスの社会保障制度から脱退している状況が考えられますので、ご留意下さい。

脱退のための手続きは以下の通りです。

- 2007年6月1日以降、出向者は居住管轄の医療保険一時金庫C P A M（あるいは居住地域の医療保険一時金庫の国際関係部門）に向き、本人および扶養家族の健康保険証（Carte Vitale）を返却します。この際に4部からなるJ/F6付帯書式（移行期間付帯書）を記入する必要があります。この手続きは本人のみが窓口に出頭して実行できるものであり、企業を介してあるいは郵送では受け付けられません。
- 医療保険一時金庫にて健康保険証(Carte Vitale)は保管され、フランスの社会保障制度を脱退した日付が登録されることになります。本人が保管すべき移行期間付帯書に認め印が押されます。
- またこの書式の一部が家族手当公庫へ送られ、出向者とその扶養家族の登録が抹消されることになります。
- 出向者は日付及び署名が記入されたJ/F6付帯書（移行期間付帯書）を雇用者に送付します。出向者手続きが日本の社会保険機関で行われるためです。（手続きに関しては上述の通り）フランス社会保障制度への掛け金支払停止の日付がわかる書類をしっかりと保管されることをお勧めいたします。社会保障局（URSSAF）の査察が入った際に提示できるようにするためです。